

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度第2回 高松市自主財源検討委員会
開催日時	令和元年9月2日(月) 午後1時00分～午後3時00分
開催場所	高松市防災合同庁舎 3階 301会議室
議 題	(1) 自主財源について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	[出席委員数:6人] 肥塚委員、竹内委員、吉田委員、後藤委員、岡田委員、太田委員
傍 聴 者	1人 (定員 20人)
報道機関	1人
担当課及び 連 絡 先	納税課税制係 電話839-2222

会議の経過及び結果

議題(1)及び議題(2)について、委員長が議長となって会を進行した。

なお、会議の公開については、個人情報など非公開となるような事項の審議は想定されてないので、公開とした。

議題(1) 自主財源について

事務局から、配布資料について説明を行い、協議を行った。

(※会議の主な質疑・意見等は別紙のとおり)

議題(2) その他

事務局から、第3回会議を9月25日(水)に開催する予定であることを報告した。

以上

別紙(会議の主な質疑・意見等)

(委員長)

本日の委員会は、全委員が出席しているので、要綱の規定により会議は成立している。

また、本日の会議は、個人情報など非公開となるような事項の審議は想定されていないので、公開ということによろしいか。

(各委員 異議なし)

(委員長)

意見がないようなので、本日の会議については、公開ということで進める。

本日は、2つの議題を予定しており、1つ目が自主財源について、2つ目はその他である。

まず、議題(1)の自主財源について、前回の会議における委員の皆様からの質問及び前回の会議の後にいただいた質問に対する回答も含めて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

配布資料 議題(1)について説明。

(委員長)

前回の委員会でお願ひした高松市と類似団体の財源の状況についてと、その他市税の現状及び試算額等について説明を受けた。

各委員には、質問や意見があれば、挙手の上、発言をお願いしたい。

前回の第1回委員会では、平成30年度に財政調整基金を35億円取り崩して10億円積増した結果、25億円減少し、このままでは数年で財政調整基金が枯渇するおそれがあるということを示してもらった。

意見や質問があれば、お願いしたい。

(委員)

ない袖は振れない、振れる袖を作るのがこの委員会である。ここで考えられるのは都市計画税、宿泊税、ふるさと納税の三本立てである。高松市では線引きを廃止しており、都市計画税を導入しようとする、新たな指定が必要であり、市の計画を根底から調整する必要がある。それは非常に厳しいと思うのだが、そのあたりについて聞きたい。

(事務局)

図面で説明したい。

オレンジ色で塗りつぶしているところが、公共下水道事業計画区域である。それより少し広めにオレンジ色で線を引いているところが用途地域界である。

オレンジの線で囲んでいる外側が用途地域外である。それから黒の線で囲んでいるところが都市計画区域界で、山田地区や塩江、庵治は都市計画区域外である。

一般的に都市計画税を徴収する場合、ほとんどの自治体がいわゆる市街化区域から徴収しており、高松市でそれをしようと思えばオレンジの線で囲まれているところから徴収することになるが、高松市は線引きを廃止しているので、そのあたりの不公平感が出てくるおそれがある。

都市計画事業は目的税であり、このオレンジ色で囲んでいる用途地域のところは道路や下水道の事業がある程度進んでいる。そこで新たに税を徴収するというのは厳しい面もある。

そうすると黒で囲んでいる都市計画区域でという話になるが、公共下水道事業の区域外であり、それも庵治や塩江などの都市計画区域外との不公平感が出てくるおそれがある。

(委員長)

都市計画税を徴収しようとするれば、条例で区域を設定しなければならないため、税収確保の面では時間がかかるものになる。

(事務局)

補足になるが、先ほど事務局から説明があったように、線引きを今から決めていくとすれば、区域の設定等を行う必要がある。

(事務局)

更に補足だが、市街化区域内でないといけない訳ではない。資料16ページに書いているが、法令上、都市計画区域の全部または一部の区域で、条例で定める区域内ということなので、線引復活とか市街化区域を復活させないとできないというわけではない。もちろんその区域をどこまでにするかというのは非常に難しい問題で、課題の一つだと思っている。

(委員)

都市計画税を課税しておらず、かつ固定資産税の超過課税を行っている4市は、固定資産税の超過課税を市街化区域など関係なく全域一律にかけているのか。

(委員長)

固定資産税の超過課税を実施しているところは、一律に徴収しているということか。

(事務局)

固定資産税は基本的に1つの税目ということで、不均一課税など特別な事情がある地域を除いて、土地も家屋も償却もすべて一律に超過課税を行っている。

(委員)

高松市が都市計画税を採用する場合、固定資産税、事業所税の上に都市計画税と、

1つの土地及び家屋に3つの税が課せられることになる。他の中核市もそうかもしれないが、3つの税が課せられることにより、高松市外の自治体への人や企業の流出が起きるのではないかと。課税標準額を考慮するなど、何らかの考えがあるのか、お聞かせ願いたい。

(委員長)

高松市が都市計画税を導入する場合、固定資産税と事業所税と都市計画税のトリプルの税負担かかってくるので、その結果として、県外や市外に出てしまう人や企業も多くなっていくのではないかと。おそれについて、納税者の負担感をどのように緩和していくのか、その点はどのように考えているのか。

(事務局)

法で定められているそれぞれの税金が課税され、特別な対応を行うことはない。

実際、高松市の場合は、昔、財政状況が良かったため都市計画税を課税していないことが、中央通りに事業所等のビルがたくさん建設されることに寄与した一面はあると思われる。

ただし、現時点で高松市は決して高い税を課税している訳ではないので、都市計画税を課税することによりどのような影響が出るかは、一概に判断できない。

(委員長)

高松市と類似している自治体のうち、3つの税負担がある市はどれくらいあるのか。

おそらく都市計画税を導入している中核市では、3つの税負担があるのではないかと。

(事務局)

事業所税には人口の要件があり、その上で課税するか否かを選択することになるが、多くの中核市では、事業所税を課税している。

(委員長)

高松市と松山市は都市計画税を導入していないが、事業所税を導入している自治体は香川県内にあるのか。

(事務局)

事業所税の課税要件は人口30万人以上なので、該当するのは香川県内では高松市だけである。

(委員長)

高松市は、事業所税は徴収し都市計画税は徴収していないが、都市計画税について、近隣自治体の状況を知りたい。

(委員)

私も同じく、近隣自治体の状況を知りたい。

(委員)

坂出市や東かがわ市、丸亀市などの状況も知りたい。高松市と人口規模は異なるが、人や企業の流出があってはいけないと思う。

(委員)

私も、県内他市町との比較が必要と思う。市街化区域、市街化調整区域の区分を無くすというのは全国的趨勢だと誤解していた。中核市で市街化区域を持っていないのは高松市だけと初めて知った。都市計画税は市街化区域と市街化調整区域の区分があって、市街化調整区域での開発制限があり、開発制限をしない市街化区域の規制上のメリットがあつてこそかけられる税だと思う。開発規制抜きに市街化区域のようなところに都市計画税を導入すると、郊外化を加速させるだけである。県内他市町で、市街化区域と市街化調整区域の区分を無くしたが、再度復活させた市町はあるのか。

(委員長)

市街化区域、市街化調整区域をいったん廃止したが、復活させた市町が県内にあるかということか。

高松市は廃止しているが、そういう中において条例等で区域を新たに定めて都市計画税をかけることによる効果を考える必要がある。

(事務局)

香川県内で市街化区域、市街化調整区域の線引きを導入していたのは、合併前の高松市と牟礼町と宇多津町と坂出市と丸亀市の三市二町である。

それらの自治体も平成16年の5月に廃止しており、現在県内で線引きを導入しているところはない。

それから、県内の都市計画税の課税状況であるが、善通寺市と観音寺市が導入している。

善通寺市は都市計画区域を対象として都市計画税を課税している。税率は0.1%で、昭和32年から導入している。

観音寺市は税率0.2%で、昭和33年から導入しており、合併前の観音寺市の都市計画区域に課税している。善通寺市も観音寺市も都市計画税導入時は都市計画区域に人口がある程度集中しており、都市計画区域外のところはほとんど人が住んでいなかったため、これから公共事業を行おうとする都市計画区域に課税したものの思われる。

(委員長)

善通寺市と観音寺市は、市街化区域に課税をすることについての合意形成が古くから取れているということなのだろう。

現在、高松市は25億円程度財源が不足している状況だが、一つの税目だけで全てを補うのかどうか、あるいは様々な観点からいくつかの複数の税を組み合わせ、自主財源として確保していくのかということも考えていかなければいけない。

組み合わせになると、目標や趣旨を明確にして、市民の皆様に納得してもらえるような形にしないと、難しいと思う。

その他、意見があれば発言をお願いしたい。

(委員)

都市計画税の導入について、状況が厳しいのは分かった。次に宿泊税について、県を挙げてインバウンドの取り込みやMICEなどの推進で、市内のホテル・旅館は増えているが、宿泊税を導入した場合の影響はどうか。

(事務局)

影響については、現在のところ検証できていないが、資料の21ページにあるように、すでに導入している自治体は、大都市及び主要な観光都市である。

宿泊税は目的税なので、実際のインバウンドや観光客の受入れ体制の整備、もしくは最近オーバーツーリズムの問題なども提起されており、そういった外国人対策としての事業に充てているというのがほとんどだと聞いている。

宿泊税を、100円、200円徴収されるから、高松に旅行に行くのを止めるということはないと思うが、宿泊施設や観光客は、100円、200円でも宿泊税を徴収されるのは、気分的にはあまりよくないのではないかと。徴収するのであれば、観光客にどのような形で見返りやメリットがあるのかを説明できないといけない。

(委員長)

多くの観光客が来ることによる混乱を抑止するという観点から導入している場合もあるのか。

(事務局)

外国人観光客向けの看板の表記等、ハード面の整備や様々なパンフレットなどへの多言語表記などが必要である。

ハード面の整備不足等で、京都などの観光地では、観光客が勝手に民有地に入って写真を撮るなどのトラブルが生じていると聞いている。

高松市には、瀬戸内国際芸術祭開催期間中は多くの外国人観光客が来たが、実行委員会で、ある程度、民有地との境目に立て看板を設置し、トラブルがないよう運営対策をしたと聞いている。現在、外国人観光客が来すぎて問題になっているということは、県内及び高松市内では聞いている。

(委員長)

本年11月に宿泊税導入予定の倶知安町については、知床のような大きな観光地でもないように思うが、どうして宿泊税を導入することになったのか。

(事務局)

倶知安町には、外国人をはじめとして多くの観光客がたくさん訪れており、その中で駐車場、移動の交通手段、バリアフリーや案内所の受入れ環境等の体制を整備するために負担をお願いすると、計画で示されている。

(委員長)

観光客をさらに呼び込むための環境整備に財源が使われているということか。高松市でも、さらに観光事業を推進していくという観点から、宿泊税の導入も有り得ると思う。

(委員)

宿泊税については、来年福岡県及び福岡市が導入する。高松市が導入する場合、香川県と一緒に導入することになるのか。県と一緒に導入するならば、琴平町など外国人がたくさん来る場所も含むことになるので、インパクトがあるのではないか。

(事務局)

香川県とは、宿泊税導入に関しての調整はしていない。宿泊税は目的税であるので、何に活用するかによって、高松市単独で導入するのか、県と合同で導入するのかという話になってくると思うが、県内で一律に事業展開やハード整備をするとすると、高松市だけの宿泊税ということではなくなる。今の段階では、高松市だけの単独で宿泊税を導入した場合を仮定しており、高松市の行政区域内で展開する事業に使用するということになる。

(委員長)

高松市が宿泊税を導入する可能性はあるのか。

(事務局)

メリット・デメリットがあるので一概には言えないが、中核市では金沢市以外の導入実績がない。

また、宿泊税を100円、200円でも徴収するとすれば、都市イメージがマイナスになるおそれもあり、当然、宿泊施設、負担する観光客に対しての説明や、周囲の理解を求める必要がある。ここ数年で市内に大手全国ホテルチェーンが進出しており、宿泊税導入が今後高松市内に新たなホテル展開を考えている企業への足かせとなり、進出を阻む要因になりかねないという懸念もある。

(委員)

宿泊税に関連して、資料2ページの表にある自治体の中で、高松市は歳出・歳入ともに最低である。高松市は、これまで数年間にわたってスリム化を進めてきており、これ以上のスリム化ということになれば、歳出カット、公共施設を潰す、施策の中止というようなことになる。

あらゆることに対して、どういったサービスをしていくのかという組み合わせの中から自主財源の確保を考えていかなければいけない。

都市計画税の導入には非常に難しい課題もあるが、工夫次第で導入の可能性も否定できないので、今の段階で導入の検討を排除するべきではない。

課税されるのは、固定資産税の課税標準額と比較すれば分かるが、ほとんどが都市計画区域内に居住している方なので、都市計画税を導入しても固定資産税を導入しても担税者はほとんど変わらない。そこへ広く薄くという意味で、資料16ページの表にある都

市計画税の税率についてだが、資料では税率0.1%からになっているが、これが0.05%とか0.01%のような税率でも課税は可能か。

(事務局)

0.05%でも0.01%でも課税可能である。

(委員)

可能なのであれば、0.05%とか0.01%で課税するという考えも排除せず考えるべきである。

また、宿泊税については、観光振興の観点からは徴収しない方がいいとしても、観光客が増えているのは事実なので、それに係るサービスコストをどれくらい掛けているのかを考える必要がある。もし、宿泊税を100円徴収するとなると観光客にマイナスのインパクトを与えるおそれがあるので、例えば60円くらい徴収すると、約1億円程度の税収が見込める。この1億円を観光客のためのサービス向上に使うのであれば、宿泊税への理解も得られやすいのではないか。

ただし、徴税コストは確認する必要がある。宿泊税を60円徴収するのに徴税コストが50円かかるのではメリットがない。

(事務局)

総務省に宿泊税などの法定外目的税の同意の際の公表資料があり、それによると、例えば大阪府であれば徴税費用が平年度で1億4,500万円。京都市が初年度3.4億円、平年度化すると約1.4億円。金沢市が初年度2,300万円、平年度化すると4,300万円。倶知安町は初年度2,600万円、平年度化して3,000万円となっている。ただし、これが何の経費に掛かっているかということまでは、この資料ではわからない。

(委員長)

コストの点については、金沢市を参考にすればよいのではないか。

高松市では、総合計画において新しい事業も計画されているところでもあるので、当委員会で、あらかじめ可能性を除くようなことは避けて、高松市の計画等との兼ね合いを考えながら、検討していく必要がある。総合計画などとの関連性を無視して、ここだけで議論することによって総合計画等との相違があってはいけないので、高松市の計画を踏まえながら検討・議論した方が、より実効性のあるものになると思う。

今回は、高松市の計画等との関連性も意識しながら議論したいと思う。例えば観光事業をさらに推進し、観光客にさらに充実したサービスを提供するのであれば、宿泊税という可能性も出てくるだろうし、市街化区域について重視した暮らし安心・安全等なまちづくりという観点であれば、都市計画税ということも検討していくということになるだろうと思う。

(委員)

資料6ページの自主財源の状況のうち、諸収入19億円の内容は何か。A3の資料を見ると、高松市に比べて他市の諸収入が多い。これを増やす方法はないのか。

例えば岡崎市は、地方交付税がほとんどないが、諸収入が多く積立額も高い。非常に

財政状態がよい自治体であると思われるので、何かいいところ、見習うべきところがあるのではないか。

(事務局)

諸収入の中身については、雑入や貸付金元利収入などである。

前回の委員会の資料20ページのところに諸収入の概要を示しているが、人口1人当たりの諸収入については、高松市は中核市の中で28番目であり、あまり高くはない。

諸収入は、返還金の過年度収入や国や県以外からの助成金などの雑入、他の市町村から委託を受けた建設事業の受託事業収入、このほか貸付金元利収入ということで、様々な事業で貸し付けをしたものの元利収入という形で構成されている。

全体的な諸収入でいうと、中核市では真ん中ぐらゐの位置にいるが、雑入の部分だけに特化すると、中核市で16番目である。

(委員長)

諸収入の分野について、高松市で何か努力して諸収入を増やすことはできないか。

(事務局)

高松市の場合、競輪事業から一般会計に繰り入れしているが、競輪事業も厳しい状況であるため、多額の繰り入れは難しいものがある。

(委員)

諸収入が他の中核市よりも少ないのは、貸付金元利金収入で差がついているという認識でよいと思う。

自主財源を確保するために、諸収入やふるさと納税を増やすことも一つの方法である。

また、高松市の施設の名称にネーミングライツを活用するのはどうか。そこからの収入が期待できるのではないか。

他にも、アメリカでは道路の清掃費用に莫大な経費が掛かっているのので、その費用を賄う方法として、道路をある程度の区間に分け、区間ごとにメジャーな企業に費用を負担してもらい、その代わりに企業の広告看板を掲示するという手法をとっているところがある。

高松市では、「たかまつマイロード事業」というのがあるが、これは人手を出してもらって歩道の清掃のボランティアをしてもらっているものだが、車道も含め道路全体を、市が協賛金のような形で費用を出して清掃してもらえば、道路管理費用の縮減につながると思う。

また、ごみ収集袋の有料化を始めて10年以上になると思うが、有料化導入に当たっては賛否両論があった。有料化に当たって、すべてのごみ袋に対して有料とした自治体もあったが、高松市では最終処分に多額の費用がかかるものだけを有料化し、再資源化できるものは無料で回収したので、有料化したことによる収入よりもごみの分別が進んだことに高い評価を得ている。しかし、最近では無料で回収しているプラスチックごみが海外に輸出できなくなり問題になっている。

このことを踏まえると、プラスチックごみをこのまま無料で回収を続けてもよいのか考える時期ではないかと思われる。これに関連してペットボトルの無料回収についても、再資源化できないキャップとラベルを取り除くのに多額の費用が掛かっているため、キャップ・ラベルの付いているペットボトルは回収しない、また、プラスチックごみの収集袋を有料にすれば、ごみの分別は更に促進され、新たな有料ごみ収集袋の売り上げが雑収入となり、ごみ収集費用も担保できるのではないか。

また、香川県の協力が必要で法律の問題もあるかもしれないが、交通反則金の上乗せをしてはどうか。香川県は交通事故件数で毎年ワーストであり、運転マナーも悪いと感じる。日本の交通反則金は諸外国に比べ非常に安い。アメリカでは、歩行者横断妨害について罰金約500ドル(約50,000円)に対して日本は数千円である。交通反則金に上乗せするだけなので、徴税コストもゼロである。

いくつかの案を出させてもらったが、サービスを削らないで財源徴収できることを考え、アイデアを出していくことが大事である。

(委員長)

今の意見に対して、すぐに回答が難しい部分は次回で報告してもらいたい。

例えば交通反則金については法律上の問題が出てくると思うので、できることとできないことといった形でメリハリをつけて、その可能性について次回で報告してもらいたい。

(事務局)

ネーミングライツについて、現在の高松市での導入は屋島陸上競技場「レクザムフィールド」の1件のみである。

本日から高松駅前のトイレのネーミングライツも公募している。

ネーミングライツについては、しっかり考えなければいけないと思っている。

(委員長)

高松市の他の施設で、屋島陸上競技場以外は導入していないということか。将来、市の施設でネーミングライツの可能性はあるか。

(事務局)

可能性はあると思う。

(事務局)

先ほど提案された道路清掃の関係であるが、高松市では20年近く前から「たかまつマイロード事業」ということで、市道のボランティア清掃活動を団体等に登録いただいた上で実施している。現時点で相当数の団体等に登録してもらっており、年に何回か定期的に団体等の近隣の市道を清掃してもらっている。それに伴う清掃用具を渡して、自主的な清掃活動に従事してもらっているが、高松市にとっては道路の維持管理費の削減となるとともに、清掃をしていただいた皆様にとっては道路への愛着や、意識啓発にも資するというところで、実施しているものである。

(委員)

「たかまつマイロード事業」は、歩道が中心となるのか。

(事務局)

保険に加入しているが、車道となると事故も危惧されることから、歩道が中心である。

(委員)

「たかまつマイロード事業」は、このまま継続すればよいと思う。私が提案したのは車道清掃に伴う費用負担のことである。

(委員長)

車道の清掃について、実施の可能性を調べてもらいたい。

この委員会としては、まず自主財源の確保の柱になるものをまとめていかなければならない。雑収入は自主財源の柱とはならないので、そこを補うものとして詰めた議論ができればと思う。

(委員)

ふるさと納税は、高松市にとって非常に負担が重い制度になっている。高松市の寄付受入れ額の45%くらいが業務委託料等の経費で出ていく。さらに、高松市民が他市へ寄附したことによる税額控除が5億円余りとなっている。その結果、ふるさと納税という制度があることによって約4億6,000万円のマイナスとなっている。これを何とかできればと思う。

(委員)

他市に出ていく寄附額を少なくして、他市から入ってくる寄附額を増やすということが必要である。他市に出ていく寄附額を減らすためには、高松市の現状を知ってもらうことが大事である。他市へ寄付する人は返礼品目的の人が多くは少ないので、制約をかけることはできないが、高松市の現状を知ってもらえれば、少しでも他市へ寄附する人が減るのではないかと。

また、高松市へ入ってくる寄附額を増やすためにはコマーシャルが重要である。ポータルサイトを増やすのも有効な手段であると思うが、高松市のふるさと納税に興味を持ってもらわなければポータルサイトも開いてもらえないので、YouTubeなどを活用して高松市のセールスをもっとできないか。寄附が集中する11・12月に限っても、PRできればと思う。

(委員長)

高松市でも色々と工夫して、現在約140品目の返礼品を用意している。また、品物ではなく、高松まつりの花火大会の有料観覧席のチケットなど、体験型の返礼品も充実させている。

(事務局)

高松市民が高松市外に寄附をしなければ良いのだが、そのような制約はできない。

高松市の魅力を他市の方々に知ってもらうためには、先ほど紹介いただいた高松まつり花火大会の有料観覧チケットなどの体験型の返礼品により、高松市に足を運んで魅力を知ってもらい、その人たちの口コミによる効果も狙うなど、地道にやっていくことも重要ではないかと思っている。そのような趣旨で、新たな体験型の返礼品について、現在、関係団体等と調整しているところである。コマーシャルについては、まだ十分ではないが、成功した自治体を見ると、コマーシャルにより、短期間のうちに寄附額を増やした事例も聞いている。

ポータルサイトを増やすというのも、大きな効果があると思っており、他の自治体においても、ポータルサイトを1つから2つに増やすことによって、2倍・3倍とはいかないまでも、より多くの方の目に触れて、寄附額を増やすきっかけになっている。

今後とも、創意工夫していくことが必要と思っている。

(委員長)

ふるさと納税については、高松市の行財政改革推進委員会でも取り上げたところである。高松市と香川県の返礼品が被っていたりして、棲み分けができていないところがあり、いっそのこと香川県と高松市が連携して取り組んだ方がいいのではないかと思うところもある。

短期間で寄附額が伸びた市というのは、佐世保市であるが、著名なテレビ通販会社の前社長が、本当にボランティア的な形で取り組んだところ、一挙に名が売れていったという状況があった。ただし、高松市がそういう方を発掘しようとしても、なかなか難しいところがあると思う。

ふるさと納税については、現在も引き続き地道に努力しているところであるので、金額的な上積みはなかなか難しいと思う。私としては、ふるさと納税は自主財源の柱にはできないのではないと思っている。

しかし、引き続き取り組んでいかなければならない。

(委員)

資料32～33ページの、高松市民が他の自治体にふるさと納税することによって、高松市の市民税がこれだけ控除されて、結果的にふるさと納税の受入れ額と控除額を差し引きするとマイナスになっているという現状を高松市民は知らないと思うので、これを単純に公開するだけでも効果があるのではないか。

また、高松市民に高松市に寄附してもらえるような、例えばクラウドファンディングの盆栽プロジェクト、小さいクラウドファンディングだが高松市を盛り上げようというのがよかったのではないか。こういう取組をすることでマイナスを小さくすることができるのではないかと思う。

(委員長)

クラウドファンディングによって、新しいプロジェクトをみんなで応援・支援するという形が取られると、また盛り上がってこのマイナス状況を少しでも緩和できるのではないかと

思う。また、高松市民が、他市へふるさと納税をする前に、資料32ページの状況を知っていれば、他市への寄附を思いとどまってくれるかもしれない。

これは自主財源と直接結びつかないところではあるが、間接的な意味において効果があると思う。

本日の委員会では、高松市と似ている市をいくつかの視点から取り上げて、その中で市民税・固定資産税の超過課税、都市計画税やふるさと納税、宿泊税などについて、資料に基づき議論した。

次回の委員会では、総合計画などの高松市の計画の柱において、どのようなことを重点的に取組むことにしているのかなどについて、説明してもらいたい。

そして、その計画を進めるための財源として、特に目的税の関係もあるが、事業を進める際に、どこに財源を求めるのか、市民の皆さんに納得していただけるように、公平性という視点も持ちながら、議論したいと思う。

また、高松市の計画において、将来の行政サービスを充実させるためという意味において、都市計画税を取り入れた方がいいかもしれないので、都市計画税について、さらに検討したい。その際、税率のパーセンテージについて、0.1%台だけではなく0.05%とかも、いくつか示してほしい。

また、雑収入の可能性について、将来的に可能であったとしても時間がかかる場所もあると思うが、現行法上に照らし合わせて解消しなければいけない部分を洗い出して、示してほしい。

また、宿泊税について、税金を得るためにどれだけの費用がかかるかの資料を示してほしい。なお、課税額を100円未満にする場合も含めて示してほしい。

これらのことを踏まえ、自主財源の柱をどれにして、それが目的税か普通税か、また、その柱が1つか2つかを考え、次にそれを補う形で他の財源を求め、組み合わせていくことが一番いいのではないかと思うので、次回はそれらを踏まえて議論したい。

意見も出尽くしたようなので、議題1については、これで終わりたい。

次の議題(2)その他だが、今後の予定等について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

今後、第3回会議を9月25日水曜日の午前9時より開催する予定である。

(委員長)

それでは、これをもって第2回自主財源検討委員会を終了する。